

監査公表第14号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成23年11月28日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	宮	崎	則夫

公の施設の指定管理者監査結果報告

1 監査の実施日

平成 2 3 年 1 0 月 2 8 日（金）

2 監査の対象

敦賀市農産物直売所

指定管理者 敦賀市農産物直販の会

主 管 課 産業経済部 農務課

3 監査の方法

平成 2 2 年 1 1 月 1 日から平成 2 3 年 9 月 3 0 日までに執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、帳票及び帳簿等の審査を行うとともに、関係者から提出資料に基づく説明を聴取した。

4 監査の結果

施設の管理に係る出納その他の事務については、事業報告書、使用許可書、現金出納帳等関係書類を突合等により審査した結果、おおむね適正に行われているものと認められた。

ただし、次の事項については、改善の必要があると認められたので、速やかに是正措置をとられたい。また、検討が望まれる事項について、意見を付す。

- （１）利用許可申請書について、定められた様式が採用されておらず、また、利用者から年毎の申請書の提出がなされていなかった。更に、利用許可書も発行されていなかった。速やかに定められた申請書の採用、年毎の申請書提出及び利用許可書の発行をとられたい。

- (2) 当初、計画にあった職員に対する接客研修及び防災訓練の実施がなされていないことから、速やかに実施していただきたい。
また、防犯、防災マニュアルの整備についても速やかに、整備されたい。
- (3) 指定管理者との間に結んだ協定書の備品台帳に市が整備した備品が記載されていないものがあつたので、速やかに協定書の備品台帳を整備されたい。
- (4) 平成23年度の利用者会費が納入されていないものがみられたので、利用者間の公平性を保つためにも、速やかに納入を促進されたい。
- (5) 消費者からの意見等が主管課に報告されていないことから、
今後は、業務改善のためにも、速やかに報告いただきたい。
- (6) 決算において余剰が出た場合、市にその2分の1を納付することとなっている。その積算方法が、収支計画書では経常利益の2分の1、また、基本協定書では利用料金等の収入と指定管理料の合計額が管理運営費の額を上回った場合、その上回った額に2分の1の割合を乗じて得た額と、その表記に違いがあるので、速やかにどちらかの積算方法に統一されたい。

[意見]

販売所にて販売できるものは条例で定められているが、設置目的から外れないように覚書等による表記を検討していただきたい。

また、主管課においては、指定管理者が適切に管理できるよう指導に努めていただき、今後とも、敦賀市農産物直売所の設置目的の推進が図られることを要望する。